

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日になるときの翌日の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 町の区域の新設等 (市町村振興課)
- ◇ 告 示 土地区画整理法による換地処分 (都市計画課)
- ◇ 告 示 鳥取県公文書公開条例の運用状況 (総務課)
- ◇ 正 誤 平成十年三月三十一日付鳥取県規則第二十九号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百四十号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法 (昭和二十九年法律第十九号) 第一百三十四条第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市土地区画整理事業 (第三十三工区) の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町の名称

同上の区域 (平成十年一月二十六日現在の地番による。)

若葉台北二丁目

生山字水堤三五〇から三五六まで、三五六の一、三五七から三六〇まで、三六〇の一、三六一、三六二の一、三六三の一、三六四の一、五四五、五四六の一部、五四六の一、五四七の一の一部、五四七の五、五五一の三、五五一の六、五五一の七、五五二の一、五五二の三から五五二の五まで、五五二の七から五五二の九まで、五五三及びこれらと一体をなす国有地

生山字穴田五四三の一部

生山字高畑の全域

生山字大池平五五四の五の一部

生山字新前田七三三の一の一部、七三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する字の名称

同上の区域 (平成十年一月二十六日現在の地番による。)

生山字水堤

生山字水堤のうち三五〇から三五六まで、三五六の一、三五七から三六〇まで、三六〇の一、三六一、三六二の一、三六三の一、三六四の一、五四五、五四六の一部、五四六の一、五四七の一の一部、五四七の五、五五一の三、五五一の六、五五一の七、五五二の一、五五二の三から五五二の五まで、五五二の七から五五二の九まで、五五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

生山字穴田

生山字穴田のうち五四三の一部以外の区域

|          |   |
|----------|---|
| 生山字大池平   | 生山字大池平のうち五五四の五の一部以外の区域                        |
| 生山字新前田   | 生山字新前田のうち七三三の二の一部、七三三の二の一部及び、れらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 廃止する字の名称 | 生山字高畑   |

**鳥取県告示第三百四十一号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第三十三工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

鳥取県公文書公開条例（昭和63年3月鳥取県条例第2号）第17条の規定により、平成9年4月1日から平成10年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成10年5月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公文書開示請求（任意的開示の申出）の件数及び処理状況

(件)

| 区 分      | 件 数 | 処 理 状 況 |      |     |     | 処 理 中 |
|----------|-----|---------|------|-----|-----|-------|
|          |     | 開 示     | 部分開示 | 非開示 | 取下げ |       |
| 公文書開示請求  | 175 | 5       | 170  | 0   | 0   | 0     |
| 任意的開示の申出 | 0   | 0       | 0    | 0   | 0   | 0     |
| 合 計      | 175 | 5       | 170  | 0   | 0   | 0     |

2 公文書開示請求（任意的開示の申出）の実施機関別内訳

(件)

| 実 施 機 関    | 公文書開示請求 | 任意的開示の申出 | 合 計 |
|------------|---------|----------|-----|
| 知 事 (知事部局) | 159     | 0        | 159 |
| 知 事 (企業局)  | 4       | 0        | 4   |
| 病院事業管理者    | 0       | 0        | 0   |
| 教育委員会      | 6       | 0        | 6   |

|            |     |   |     |
|------------|-----|---|-----|
| 選挙管理委員会    | 0   | 0 | 0   |
| 人事委員会      | 6   | 0 | 6   |
| 監査委員       | 0   | 0 | 0   |
| 地方労働委員会    | 0   | 0 | 0   |
| 収用委員会      | 0   | 0 | 0   |
| 海区漁業調整委員会  | 0   | 0 | 0   |
| 内水面漁場管理委員会 | 0   | 0 | 0   |
| 合 計        | 175 | 0 | 175 |

3 公文書開示請求（任意的開示の申出）の請求者別内訳

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 県の区域内に住所を所有する者             | 18  |
| 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 | 157 |
| 上記請求者以外のものからの任意的開示の申出      | 0   |

(件)

|     |     |
|-----|-----|
| 合 計 | 175 |
|-----|-----|

4 不服申立ての件数及び処理状況

| 件数 | 処 理 状 況            |       |     |     |      |     |     |       |       |
|----|--------------------|-------|-----|-----|------|-----|-----|-------|-------|
|    | 鳥取県公文書公開審議会<br>諮 問 | 審 議 中 | 答 申 | 認 容 | 一部認容 | 棄 却 | 却 下 | 検 討 中 | 取 下 げ |
| 7  |                    | 6     | 1   |     | 1    |     |     | 6     |       |

正 誤

平成十年三月三十一日公布の鳥取県規則第二十九号（鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

- 頁 段 行 誤 正
- 三 上 五及び六 第十八号 第十九号
- 四 〃 後ろから七 理容所 美容所